

総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務仕様書（公募用）

本仕様書は、総社市（以下「本市」という。）が行う総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要な基本事項について定めるものである。

1 業務名

総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）までとする。（予定）

なお、令和7年11月（予定）の総社市環境審議会までに計画（案）を完成させること。

3 業務目的

本市は、平成30年度に策定した「第2次総社市環境基本計画」を踏まえ、本市の環境負荷の削減の取り組みを進めており、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を宣言し地球温暖化対策に資する取組を行っている。

本業務では、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（以下「補助事業」という。）を活用し、本市の温室効果ガス排出量の現状を把握するとともに、持続可能でレジリエントな地域社会の構築に向け、再生可能エネルギー導入の可能性等について調査及び施策の検討を行い、再生可能エネルギー導入目標（以下「再エネ導入目標」という。）を策定することを目的とする。

4 業務の内容

本業務の最低限必要な要件を定める。本業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議のうえ、決定するものとする。

（1）基本方針

本市におけるこれまでの各種施策の状況分析結果や国の最新の地球温暖化対策実行計画の内容、気候変動に関する国際会議等の情勢を踏まえた内容とする。

また、本市の上位計画や関係計画、国や岡山県における地球温暖化対策の動向等との整合性を十分に図ることとし、特に環境省間接補助事業の要件を必ず満たすものとする。

（2）基礎情報の収集・現状分析

ア 再生可能エネルギーのポテンシャル調査

再生可能エネルギーの種別ごとに、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を参照し、本市内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル及び利用可能量を調査・分析する。

併せて、地域新電力会社の導入可能性について、必要となる調査及び検討を行う。

イ 導入にあたっての課題及び方向性の整理

（２）アで整理した種別ごとの再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに対し、現状の発電容量、また導入が進んでいない課題を整理し、最大導入を図るための方向性を整理する。

また、最新の再エネの導入事例や今後の技術展望などの動向調査を行い、将来的な再エネ導入の可能性についても整理する。

（３）温室効果ガス排出量の将来推計、削減目標の設定

温室効果ガス排出量及び吸収量をもとに、本市における現状趨勢ケースによる将来推計、対策ケースによる将来推計を行い、削減対象とする温室効果ガスの削減ポテンシャル量を算定する。

なお、将来排出量は主体別（行政、市民、事業者）、部門別（産業、民生家庭、民生業務、運輸）に推計し、重点的に対策が必要な部門を明確にする。

また、中期目標としての２０３０年及び長期目標としての２０５０年の削減目標を複数提示し、本市と協議のうえ、目標を設定する。

（４）将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

将来推計を踏まえ、カーボンニュートラル実現に向けた将来ビジョン及び脱炭素シナリオを作成する。

なお、将来ビジョン及び脱炭素シナリオの実現に必要な技術や施策、行動変容等を合わせて整理する。

（５）ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップの作成

本市のゼロカーボンシティ実現に向けた長期目標２０５０年、中期目標２０３０年の目標を達成するために、本市において最適な施策を選定するとともに、目標達成までの工程と具体策を明確にしたロードマップを作成する。

ロードマップは、ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的なイメージが描かれ、市民や事業者等にとってわかりやすく、地域課題が解決される方向性を描けるよう工夫する。

なお、ロードマップは「総社市環境基本計画」及び「総社市地球温暖化実行計画」との整合についても調整を行う。

（６）アンケート調査

市民や事業者等を対象として、地球温暖化、再生可能エネルギーに関するアンケート調査を行う。

アンケートは郵送方式を基本とし、受託者は、アンケート調査票の作成、発送・回収・集計及び解析を行う。

ア 市民アンケート

アンケート対象者は1,500件程度とし、調査対象者の抽出方法に関しては、受託者が提案し、地域別、世代別、性別に配慮して本市が抽出する。

イ 事業者アンケート

アンケート対象者は100件程度とし、調査対象者の抽出方法に関しては、受託者が提案し、業種別、規模別に配慮して本市が抽出する。

(7) 目標の基本理念、基本方針、再エネ導入目標の設定

国の温暖化対策計画、エネルギー基本計画の方針を踏まえ、目標の基本理念、基本方針、中期目標（2030年）と長期目標（2050年）の再エネ導入目標を複数提案し、本市と協議のうえ、設定する。

目標の設定にあたっては、実現可能性を十分に検討したうえで、中期目標については適地や系統確保を踏まえた蓋然性が高いものをベースに設定し、長期目標については技術革新等を想定した意欲的な目標を設定する。

また、目標の達成による二酸化炭素排出量削減効果や光熱費流入額等を推計する。

なお、再生可能エネルギーを最大限導入した場合でも、目標とする導入量を実現することが困難な場合は、他地域（特に高梁川流域圏を構成する自治体）との連携により、再生可能エネルギーを調達する方策、その課題についても整理を行う。

(8) 再生可能エネルギー拡充等に向けた施策の検討

短期的に導入を拡大するための施策、中期的に課題を解決しながら推進していく施策、長期的に導入を図るための研究・調査していく施策を検討し、再生可能エネルギーを拡充するための具体的施策を検討する。

(9) 基本施策及び重点施策の提案・設定

導入可能な再エネ（公共施設を含む）について、種別、規模、導入場所、導入方法、導入体制等に考慮して施策を提案し、本市と協議のうえ、設定する。

提案にあたっては、導入効果（温室効果ガス削減量評価、費用対効果、社会的効果、経済的効果等）を試算する。

なお、施策は、本業務において顕在化した課題、地域課題の解決にもつながるものとする。

(10) 会議等の運営支援

会議等（総社市再生可能エネルギー最大限導入計画等策定に係る委員会・総社市環境審議会等）の開催支援を行う。

各会議において、会議で必要となる資料を作成（必要部数の印刷含む）する。

会議等の運営にあたっては、必要に応じて受託者が説明を行い、終了後は、

発言順に発言の内容を記録した重点議事録を作成する。なお、重点議事録は速やかに作成し、本市に提出する。

(11) 報告書の作成

本業務内容を報告書として取りまとめる。

また、国に提出する実績報告書等の作成を支援する。

5 業務実施体制

受託者は、本業務の意図及び目的を十分に理解して、最高の技術を発揮できるよう努めるものとする。

6 成果品

受託者は以下のものを成果品として提出する。

成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(1) 総社市再生可能エネルギー最大限導入計画（5部）

(2) (1) 概要版（20部）

(3) 調査結果報告書

ア アンケート調査票及び調査結果

イ 各会議で使用した資料

ウ 各会議の要点

(4) 上記に係る電子データ一式

(5) その他本市担当者が指示するもの

7 スケジュール

契約日～10月上旬 計画（素案）の作成

10月上旬～11月中旬 庁内会議で調整した計画（案）の作成

11月下旬～業務完了日 成果品の作成

8 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、本仕様に基づいた計画を作成し、本市と打ち合わせを行い、誠意をもって本業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、総社市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する本業務に

必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市との協議・打合せは月 1 回程度を基本とするが、必要に応じて随時行う。

協議・打合せは議事録として残し、報告書にて報告し、本市の承認を受けなければならない。

(4) 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とする場合及び協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたるものとし、その内容について本市に報告しなければならない。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

(6) 本業務の遂行において必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、本業務に利用できる資料は、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本市に提出し、本業務完了時に返却すること。

(7) 成果物の内容確認

成果物の内容の最終決定までに、本市の訂正指示があった箇所については、速やかに対応する。

本業務完了後において受託者の責に帰すべき事由による成果品に関して本業務の内容に適合しないものがあつた場合は、成果品の納品後であっても直ちに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

(8) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、協議して定める。